

北区役所地域運営アドバイザー業務会計年度任用職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、北区役所地域運営アドバイザー業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第2条 会計年度任用職員の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、筆記試験及び面接の内容を総合的に勘案して任用する。

- (1) 防災士又は自治体等で認定する防災に関する資格を有する者
- (2) 「大阪市地域公共人材バンク」に登録されている者
- (3) 自治体及び地域で市民活動を支援する業務に1年以上従事した経験を有する者、又は大阪市が実施する「新たな地域コミュニティ支援事業」の業務に6か月以上従事した経験を有する者

(再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(勤務時間)

第4条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等については、北区長が定めるものとする。ただし、勤務時間は週30時間を超えないものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。